

国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

- (1) 将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。
- (2) 今後の制度の見直しにおいても、保険者と引き続き十分協議し、その意見を反映するとともに、以下の点について留意すること。
 - 1) 保険者の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。
 - 2) 被保険者の保険料（税）負担が急激に増えることのないよう、所要額に即した十分な財政措置を講じること。
 - 3) 市町村の現場に混乱を招かないよう、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。
- (3) 生活保護受給者の国保等への加入については、社会保障制度の根幹を搖るがし、国保等の制度の破綻を招くものであることから、見直しを行わないこと。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保財政基盤の強化のため、平成30年度制度改革以降実施されている公費3,400億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を図ること。
また、改革により保険料が上昇する保険者に対する激変緩和措置に必要な財源を十分に確保すること。
- (2) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げ等、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。
特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。
- (3) 各種医療費助成制度等、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫

負担金の減額措置について、未就学児までを対象とする子ども医療費助成に係る減額措置の廃止に留まらず、すべて廃止すること。

(4) 子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度については、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保するとともに、施行状況を勘案したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。

(5) 普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は極めて重要であることから、見直しは行わないこと。

(6) 保険者努力支援制度について、各保険者の医療費適正化への取組等に対する支援が目的であることを踏まえ、努力したすべての保険者が評価されるよう、地域の実情に応じた適切な評価指標となるよう見直すとともに、支援総額の拡充を図ること。

また、糖尿病性腎症重症化予防の取組については、専門機関との連携や十分な体制づくりが不可欠であるため、積極的な支援を講じること。

(7) 高額な医療費について、保険料（税）の引上げに繋がらないよう、必要な財政措置を確実に講じること。

(8) 市町村事務処理標準システム等について、地域の実情に応じた機能改善を図るとともに、制度の改正等により発生する改修費用については、保険者や被保険者に負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

(9) 国の意向等を踏まえ実施する国保総合システムの次期更改に係る費用については、保険者や被保険者に負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

(10) 国保関係のシステムのクラウド利用を促進するため、個人情報の保護が担保されることを前提に、国が積極的に支援策を講じること。

(11) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。

(12) 医療費適正化のため、ジェネリック医薬品の使用促進を図るとともに、安全性や有効性について、医療機関等に対し積極的な啓発を行うこと。

また、数量シェア目標値の達成に向けて関係機関への協力依頼を行う等、必要な措置を講じること。

(13) 特定健康診査・特定保健指導について

1) 特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る費用負担について、国は適正な負担金交付を行うこと。

2) 特定健康診査・特定保健指導の充実を図るため、検査項目や基準単価等について、実態に即した見直しを行うこと。

また、保険者が地域の実態に合わせて追加している検査項目を国庫補助の対象とすること。

3) 特定健康診査・特定保健指導の受診率向上のため、その必要性について医療機関等に積極的に情報提供を行うとともに、通院治療中の者への受診向上策を講じること。

また、都市自治体が独自に実施している取組について財政支援措置を講じること。

(14) 支障なく予算編成を行えるよう、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料（税）率等の算定に必要な確定係数の提示時期を早めること。

(15) 保険料（税）の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。

(16) 都道府県が示す標準保険料率の設定において、各市町村の被保険者数や所得の推計値が実際の数値と大きく乖離している等、市町村の責めに帰することができない事由により財源不足が生じた場合について、適切な財政措置を講じること。

(17) 外国人の資格の適正な管理、海外療養費、海外出産に伴う出産育児一時金の支給等の国外において発生した事由に基づく保険給付事業について、適正に執行できるよう、制度や運用の改善に向けて必要な措置を講じること。

(18) オンライン資格確認等システム運営負担金について、保険者に超過負担が生じないよう、財政措置すること。

(19) 国民健康保険料（税）の賦課（課税）限度額については、市町村の意見を十分に聞きながら所得階層に応じた設定も含め、根本的なあり方について検討すること。

(20) 出産育児一時金を、実態に見合った額に増額すること。

(21) 「高額療養費申請の簡素化」について、より多くの保険者が等しく取り組めるよう、簡素化に対応したシステムを早急に構築すること。

(22) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

- (23) 滞納を防ぎ、財源を確保するための国民健康保険料（税）の連帯納付義務について、保険者への意向調査を行うこと。
- (24) オンライン資格確認等の導入に向けた医療機関等のシステム整備に係る費用の負担に対しての財政支援措置の期限延長及び拡充を図ること。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続すること。
- (2) 後期高齢者医療制度の窓口負担割合の引上げや配慮措置については、十分な周知を図ること。
- (3) 後期高齢者医療制度の改正に伴うシステム構築・改修費用等に対して、十分な財政措置を講じるとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間を設けること。
- (4) 保険料の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。
- (5) 後期高齢者医療制度の保健事業について、財政支援の充実を図ること。
- (6) 特別徴収の対象とならない被保険者について、被保険者の希望に応じて特別徴収を可能とすること。

また、複数年金を受給している被保険者からの特別徴収については、年金保険者ではなく、受給年金額を優先すること。

4. 大規模自然災害の被災地における保険料（税）の減免や一部負担金の免除等について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、国民健康保険の特別調整交付金の算定基準を介護保険と同様とすること。

5. 新型コロナウイルス感染症関係について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合においても、国民健康保険制度の持続可能な財政運営が行えるよう、国において必要な財政措置を講じること。
また、特例的な診療報酬改定による保険者の財源不足については、国による財政措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る

保険料（税）の減免については、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう基準を見直すとともに、減免分の全額を財政支援すること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者に支給される傷病手当金に対し、支給額の全額を補助する制度の継続や支給対象者の拡大等を図ること。